

仙台市公民館運営審議会議事録  
(令和5年11月定例会)

○ 日 時

令和5年11月16日(木) 午前10時00分～11時10分

○ 場 所

生涯学習支援センター 5階 セミナー室

○ 出席者

〔委員〕 相澤雅子委員、伊藤美由紀委員、門脇佐知委員、熊谷敬子委員、坂入幹雄委員、  
佐々木心委員、佐藤正実委員、佐藤美智子委員、千田恵委員、塚田昭美委員、原義彦委員、  
牧靖子委員、三浦和美委員

〔事務局〕 生涯学習支援センター長 武者  
生涯学習支援センター次長 内海  
生涯学習支援センター事業係長 横山  
青葉区中央市民センター長 吉田  
宮城野区中央市民センター長 石川  
若林区中央市民センター長 梅沢  
太白区中央市民センター長 猪股  
泉区中央市民センター長 内海  
地域政策課長 市川  
生涯学習課長 田村  
公益財団法人仙台ひと・まち交流財団市民センター課長 佐藤  
(欠席：生涯学習部長 柴田)

○ 傍聴人

なし

○ 資 料

資料1：仙台市公民館運営審議会委員名簿  
資料2：関係職員名簿  
資料3：仙台市公民館運営審議会日程(案)  
資料4：仙台市公民館運営審議会について  
資料5：仙台市市民センターの概要  
資料6：仙台市市民センターの施設理念と運営方針  
資料7：教育基本法(抜粋)  
資料8：社会教育法(抜粋)  
資料9：附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱

[別 冊]

仙台市教育構想 2021

仙台市教育構想 2021（概要版）

令和 4 年度 仙台市市民センター事業概要

## ※ 会議の概要

### 1 開 会

### 2 あいさつ等

(委嘱)

(教育長あいさつ)

(委員自己紹介)

(職員紹介)

(定数の確認) 14 名の委員のうち、1 名欠席であり、委員の過半数である 8 名以上の出席を満たしているため、市民センター施行規則第 10 条第 3 項の規定により有効な会議として成立している。

### 3 会長、副会長選出

- ・事務局より、仙台市市民センター条例施行規則第 9 条に基づき、委員長及び副委員長の選出は、委員の互選によると説明がなされた。
- ・これについて、会長に原義彦委員、副会長に相澤雅子委員をとの推薦があり、全委員により承認された。

### 4 協 議

事務局：続きまして、次第 4 協議に入ります。ここからは会長に議事の進行をお願い申し上げます。

会長：それでは、(1) の会議の公開、非公開について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料 9 をご覧ください。「附属機関等の設置及び運営の基準に関する要綱」の第 4 条の (2) に会議を公開するか非公開とするかについて、当該附属機関で決定することとなっています。個人情報やその他非公開とする理由がない限り、原則として公開することとされています。

会長：会議の公開、非公開について、公開するということよろしいでしょうか。はい。それでは、ご了承いただいたということで、進めさせていただきます。この会議は公開となりましたが、本日傍聴のご希望はございますか。

事務局：本日はございません。

会長：続きまして（2）の議事録及び署名人について、事務局から説明をお願いします。

事務局：先ほど同様、資料9の第4条の（3）に規定されております。初回ですので、実務的な流れをご説明させていただきます。議事録案について事務局が作成します。この案を各委員にご確認いただき、修正意見等いただいた場合には、事務局で修正したのち、議事録を確定します。議事録には、会長と当番の署名委員の2名による記名をお願いしております。当番の署名委員は名簿順とし、当該委員がこの会議をご欠席の場合、出席委員の中で名簿の次の委員とします。なお、次の回で、欠席した委員に順番が戻るということはありません。

会長：ありがとうございます。議事録及び署名人につきまして、事務局からの説明のとおりでよろしいでしょうか。それでは、今回の署名人は名簿の順で相澤委員となりますのでよろしくお願いいたします。次に、（3）公民館運営審議会定例会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料3をご覧ください。本審議会は市民センター条例施行規則第10条第2項により、二月ごとに1回開くものと規定されています。次回以降の会議につきましては、概ね奇数月の木曜日の午前に開催したいと存じます。会場につきましては、生涯学習支援センターとしております。なお、来年度以降の具体的な日程案につきましては、次の1月の審議会でお示しをしたいと考えております。以上ご提案を申し上げます。

会長：ありがとうございます。ただ今事務局からご提案のありました日程案について、これまでも委員をお務めの皆さまは流れをご存じかと思いますが、新しく委員になられた皆さまには、このような形で進めていくということで、ご意見ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

## 5 報告

会長：続いて5報告について、事務局から説明をお願いします。

事務局：本日は今期初回の審議会で、新任の委員の方もいらっしゃいますので、本市の市民センター等につきまして、資料4「仙台市公民館運営審議会について」、資料5「仙台市市民センターの概要」をもとにご説明します。

まず資料4について、仙台市は、仙台市市民センター条例第1条及び社会教育法第24条に基づく公民館として市民センターを設置しているところです。仙台市公民館運営審議会は、社会教育法第29条第1項に、公民館に公民館運営審議会を置くことができると規定されており、この規定に基づき、仙台市市民センター条例第13条及び仙台市市民センター条例施行規則の第9条から第12条に定められています。

審議会の職務は、条例施行規則の第9条第1項に規定をしており、次に掲げる4つの項目を所掌しております。

- 一、生涯学習支援センター長から諮問のあったことについて、審議をすること
- 二、センターにおける各種の事業について、調査研究すること
- 三、センターにおける各種の事業について、評価をすること

四、その他審議会が必要と認める事項について、審議等を行うこと

以上の4項目となっております。次に、これまでの答申及び審議のテーマについてご紹介します。

平成27年10月に、震災を踏まえた今後の市民センター事業のあり方について、

平成29年10月に、仙台市市民センター事業評価に関する意見について、

令和元年7月に、仙台市市民センターの施設理念と運営方針の見直し（第二次）のあり方について、

令和2年11月に、今後の市民センター事業に関する意見について、

令和3年10月に、仙台市市民センター事業（子ども参画型社会創造支援事業）調査研究報告書、

令和5年8月に、住民参画型学習事業の成果の確認と今後の展開について、

こうしたテーマについて、意見、報告、答申等をいただいております。続きまして資料5についてご説明します。

市民センターの概要についてご説明をいたします。最初に本日のポイントを2つ申し上げます。1つめは、市民センターは3つの拠点機能が一体となって運営される公民館であるということです。2つめは、市民センターの事業目的は、学びを通してより良い地域をつくる人づくりを行うということです。

それでは、順次詳細につきご説明します。まず初めに、市民センターの施設理念について、先ほど、市民センターは3つの拠点機能が一体となって運営される公民館であると述べたところがございます。公民館は社会教育法により、社会教育施設と位置付けられております。市民センターにおける3つの拠点機能とは、「生涯学習の拠点」「交流の拠点」「地域づくりの拠点」となります。これらは市民センターの施設理念そのものであり、仙台市市民センターの施設理念と運営方針の中にも明記されているものでございます。

この3つの機能について、仙台市市民センターの施設理念と運営方針の中から抜粋して、より具体的に説明をさせていただきます。

1つめは、あらゆるライフステージに応じた、市民の学びを総合的に支援する、市民協働による市民本位の生涯学習の支援拠点としての機能でございます。写真は、各市民センターにおける事業の様子です。

2つめは、あらゆる市民が集い交流し、市民のさまざまな活動が主体的に行えるよう支援する場や機能を持った、市民のための市民が主役の交流の拠点としての機能です。

3つめは、学びを通して人と人をつなぎ、住みよいまちづくりにつながる人づくりを行う、地域づくりの拠点としての機能です。市民センターは、これらの3つの機能が別々ではなく一体であり、学ぶ意欲を持つ人の学習と交流を促進することで、地域づくりをする人を育てる社会教育施設です。

次に市民センターの運営体制についてご説明します。生涯学習支援センターは、仙台市全体の拠点館として市内に1館あります。仙台市全域を対象とした生涯学習事業の実施や、市民センター全体の統括的な役割を負っております。市拠点館は仙台市教育委員会の組織でございます。職員は教育委員会の職員で、事務職員のほか、社会教育施設としての専門性を担保するための社会教育主事が4名配置されております。こちらは学校の教員ですが、市に社会教育主事ということで配属されている職員ということになります。

次に、区中央市民センターです。こちらは各区に1館ございまして、区の拠点館として、区域内の生涯学習事業の実施や、区内の地区市民センターの支援を行っております。区拠点館は、各区役所

のまちづくり推進部に所属しており、センター長をはじめとした事務職員のほか、社会教育主事が複数名配置されています。

続いて、地区市民センターでございます。市民センターといった場合、皆さんは想像するのは、この地区市民センターのことと思います。地区市民センターは地区館とも呼ばれ、概ね、中学校区ごとに1館が設置されております。施設の貸し出し、あるいは施設の管理、サークルの支援、市民の交流の支援などを日常的に行っています。地区館の運営は市の直営ではなく、指定管理者制度という制度を活用しておりまして、現在は公益財団法人仙台ひと・まち交流財団が運営しているところ です。

市民センターは60館あり、市拠点館を運営する教育委員会、区拠点館を運営する区役所、そして、地区市民センターを運営する仙台ひと・まち交流財団、この3者密接な連携のもとに、運営を行っているところです。

最後に市民センターの利用実績についてご説明します。貸館としての利用者数は、年間300万人前後で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年度、令和3年度は160万人前後となりました。同様に、主催事業の事業数も減少し、参加者数につきましても、例年多くの方にご参加いただいている、市民センターまつりがほとんど開催できなかったということから、落ち込みが大きくなりました。令和2年度に市民センターまつりを開催したのは、60館のうちわずか6館でございます。令和4年度も展示のみの開催だった市民センターがありました。通常通りの開催ができるようになったのは、令和5年度に入ってからでございます。

令和4年度から、新型コロナウイルス感染症の影響からの徐々に回復を見せ、利用者数、主催事業数、主催事業参加者数ともに、一定程度回復傾向にございます。しかし、コロナ禍前の状況に戻していくというのは、大変な努力が必要と思っております。市民センターまつりなどが一度止まってしまいますと、次にそれを立ち上げるのに、大変な力が必要になるということがございます。コロナ禍が一段落した現段階から、またひと踏ん張りしなくてはならないと考えているところでございます。以上、「市民センターの概要」について説明いたしました。

会長：コンパクトに市民センターの概要について説明をいただきました。改めて市民センターの状況につきまして、日頃のことも含めて構いませんので、ご意見、ご質問等いただければと思います。

委員：非常にご丁寧な説明をいただきましてありがとうございます。市民センター事業はコロナ禍の4年目にしているいろいろなことが再開されていると思っておりますけれども、市民センターまつりが、60館中6館のみの開催となったこともあり、やはり世の中的には厳しいものだったということを改めて振り返っております。コロナ禍の3年の間に館長や職員も異動があり、館長がこの市民センターで市民センターまつりを経験しておらず、どうしたらよいか手探りで、職員の方も記憶を頼りながらなんとか実績を残された館もございました。令和6年度に向けて本格的に動き出す市民センター事業もたくさんあると思います。過去の経験も大事ですけども、また黎明期を迎えたという心構えで一つ一つ積み重ねていくことが大事で、私たちもバックアップできることをやっていくとよいかと思えました。

委員：会長から冒頭、この会はざくばらんに話しやすいようにしたいというご意向があったと受け止めていますので、これから委員が発言する際、起立がいいのか着座がいいのかということを整理してい

ただけるとありがたいと思います。コロナ禍の中で市民センターのあり方というのは常々議論をしておりまして、あらゆるライフステージに応じた生涯学習の視点、拠点ということで、今、欠かせないのがデジタル関連の分野と思っています。オンライン会議が進んだ中で生涯学習支援センターも含め、市民センターの Wi-Fi 等も整っていない状況がありましたが、議会や当局の尽力、国の財源をいただきながら整備することができました。時代に合った見直しということもこの審議会の中で発言することが後押しになるのかと思っています。現時点では各市民センターの会議室等には Wi-Fi 環境整っております。利用する方がそのような環境があることを分かっていないという点が残念な思いでございまして、多額の財源を投資して整備しているのでぜひ利用されるとよいなと思っています。私自身、町内会長もやっております、地域の市民センターで、おまつり等も開催しました。幼稚園や小学校 1 年生の児童は地域のおまつりが全く分からないという状況を憂いておりましたが、いざ開催したら非常に喜んでおりました。各市民センターそれぞれ特色がありますので、その好事例を広げて、地域の拠点、あらゆるライフステージに応じた拠点として地域に開かれることが、市民センターのさらなる活用につながるのではないかという思いがございまして。

会長：ありがとうございます。今後に向けて、発言の時は手をあげていただき、座ったままでマイクを回していただければと思いますがよろしいでしょうか。それから、お呼びするときに、〇〇さんとお呼びしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは、他いかがでしょうか。

委員：先ほどご説明いただいた資料 5 のスライドの 14 番のところですね、市民センターの利用実績をとっても興味深く拝見しました。コロナ禍の間に半分近く利用者が減少し、その後令和 4 年度から 5 年度にかけては回復傾向にあるということで、おそらく今後も、数も伸びていくと思いますが、その時、どこを目指していくのかとても興味深く感じております。前回の答申の最後のまとめで、すべてを元に戻すことを目指すのではなくて、アフターコロナという新しい時代に見合った新しい試みを検討していく、そういう時代になっていくのではないかということが大きなまとめの一つであったかと思っております。新たに令和 6 年度が始まる時期を模索していくときに、どこを目指していくのかを皆さまと考えていければ大変良い議論になると思います。単純に人が増えるというよりは、やはりそこで学んでいる方がどういう思いを持っているのか、あるいは来られない時期にどんなことを思っていたのか、そのようなこともお伺いできれば、私たちの目指すところをフォーカスできるような気がします。

会長：ありがとうございます。今後の市民センターのあり方も含めて、例えば 2 年間、3 年間、5 年間と中期的に見た時にどういう方向に向かって行くのかというのは大切なことだと思います。今後の審議の中でぜひ取り入れていきたいと思っています。私の研究テーマは公民館であり、仙台市がどのような状況なのか、これから勉強させていただきますが、全国的に見て仙台市はどうかという点です。全国に公民館はだいたい 13,000 館ほどありまして、宮城県内はたぶん 200 館台、300 館いってないと思います。その中の 60 館が仙台市の公民館という状況になっております。全国的に見ると政令指定都市では公民館をどんどん廃止していく動きがありまして、東京の 2 3 区には公民館ありませんし、大きなところだと公民館をなくして、まちづくりとか市長部局の施設に移行している所が多くなっています。仙台市の場合は、名称は市民センターですけれども社会教育法に基づいた公民館として各地区に設置されているというのは極めてめずらしいのです。めずらしいというのはこれを残さな

いといけないという意味です。そういった意味では、単に仙台市の公民館ということではなく、仙台市がどういう動きを示していくのかというのは、実は政令指定都市のようなところにある公民館がどういう方向に行くのかを示すことでもあるのですね。中核市等の公民館からの発信ということを超えて、ある意味全国に発信していくことになるんだというくらいのパワーを持っていると私は思っています。こちらでいろいろなことを発信していくことが、仙台市の公民館の充実や発展につながるのですが、それが全国に響いていくという感覚を持っていただいてよいのではないかと考えています。その他、いかがでしょうか。

委員：ご説明ありがとうございました。先ほどご挨拶の中で、人と地域の未来を豊かにするということが目標に掲げていますと申し上げましたが、地域という定義もいろいろあると思います。市民センターという一つのテーマで考えた時に、私たちがどこまでそこに参与しながら未来を豊かにすることができるかと思うと、まだまだ知らないことがたくさんあると率直に感じました。この関わりの中でどのように地域と一緒に作っていいのか、学習支援というところで何かできないかと考えながらこの審議会に参加させていただきたいと改めて思いました。

会長：ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。今日初めてというか、たくさん資料いただいておりますので、私もまだ理解できる状況までいっていないのですが、今後の審議会の中で本日の資料やこれまでのこと、あるいは公民館、市民センターを改めて考えてみるといろいろな不思議なことや気になることが出てくるのではないかと思います。審議会の時間に限らず何かお気づきのことがあれば事務局までお問い合わせいただいたり、次の会議まで温めておいてぜひお話いただければと思います。全体含めて何かございますか。それでは事務局にお返します。

事務局：ありがとうございました。続きまして、6その他について、改めて皆さまから事務的などころも含めましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。次回は、今期の具体的な審議内容につきまして、今後、会長・副会長とご相談の上、皆さまにお示しする予定です。日程につきましては令和6年1月25日（木）、午前10時開催を予定しています。会場は生涯学習支援センター5階第1セミナー室を予定しておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。開催案内につきましては1カ月前を目安に文書でお送りさせていただきます。以上を持ちまして本日の会議の一切を終了します。本日は誠にありがとうございました。

以上

会 長

---

会議録署名委員

---